

議 案 第 4 1 号

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、松戸市文化会館条例ほか28の条例に規定する使用料等を改定するため。

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(松戸市文化会館条例の一部改正)

第1条 松戸市文化会館条例（平成4年松戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条、第16条関係）

1 ホール使用料			午前	午後	夜間	全日
使用区分		使用時間	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
		大ホール	平日	円 5 6,1 6 0	円 9 8,2 8 0	円 1 2 6,3 6 0
	土・日曜祝日	6 6,9 6 0	1 1 7,7 2 0	1 5 1,2 0 0	3 0 3,4 8 0	
	楽屋 1	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 2	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 3	3 2 0	5 4 0	7 5 0	1,6 1 0	
	楽屋 4	3 2 0	5 4 0	7 5 0	1,6 1 0	
	楽屋 5	3 2 0	5 4 0	7 5 0	1,6 1 0	
	楽屋 6	6 4 0	1,1 8 0	1,5 1 0	3,3 3 0	
	楽屋 7	1,0 8 0	1,9 4 0	2,4 8 0	5,5 0 0	
	楽屋 8	3 2 0	5 4 0	7 5 0	1,6 1 0	
	楽屋 9	6 4 0	1,1 8 0	1,5 1 0	3,3 3 0	
	楽屋 10	2 1 0	4 3 0	5 4 0	1,1 8 0	
小ホール	平日	1 1,8 8 0	2 0,5 2 0	2 7,0 0 0	5 4,0 0 0	
	土・日曜祝日	1 4,0 4 0	2 4,8 4 0	3 2,4 0 0	6 4,8 0 0	
	楽屋 1	5 4 0	9 7 0	1,1 8 0	2,6 9 0	
	楽屋 2	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 3	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 4	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 5	4 3 0	7 5 0	9 7 0	2,1 5 0	
	楽屋 6	6 4 0	1,1 8 0	1,5 1 0	3,3 3 0	
	楽屋 7	7 5 0	1,2 9 0	1,7 2 0	3,7 6 0	
	楽屋 8	2 1 0	4 3 0	5 4 0	1,1 8 0	

2 会議室等使用料					
使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
大会議室		円 2,800	円 4,960	円 6,370	円 14,130
中会議室		1,290	2,260	2,910	6,460
小会議室		860	1,510	1,940	4,310
和室		2,160	3,780	4,860	10,800
リハーサル室		3,130	5,500	7,020	15,650
音楽練習室 1		1,180	2,050	2,700	5,930
音楽練習室 2		540	970	1,180	2,690
レセプションホール		12,960	22,680	29,160	64,800
スタジオ		1,180	2,050	2,700	5,930
3 付属設備等使用料					
付属設備及び備品使用料	市長が定める額				
駐車料金	1台1回につき500円				

(松戸市市民センター条例の一部改正)

第2条 松戸市市民センター条例（昭和49年松戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

680	890
310	420
260	360
210	310
210	260
150	210
420	630
360	570
260	360
210	260
210	260

「

700	910
320	430
270	370
210	320
210	270
160	210
430	640
370	590
270	370
210	270
210	270

」を

」に改め、同表備考第

4項中「310円」を「320円」に改め、同表備考第5項中「260円」を「270円」に、「360円」を「370円」に改める。

別表第3中

「	「	「	「																		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">1,050</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">630</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">310</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">310</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">520</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">420</td></tr> </table>	1,050	630	310	310	520	420	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">1,080</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">640</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">320</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">320</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">540</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">430</td></tr> </table>	1,080	640	320	320	540	430	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">310</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">520</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50</td></tr> </table>	310	520	50	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">320</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">540</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50</td></tr> </table>	320	540	50
1,050																					
630																					
310																					
310																					
520																					
420																					
1,080																					
640																					
320																					
320																					
540																					
430																					
310																					
520																					
50																					
320																					
540																					
50																					
」を	」に、	」を	」																		

に改める。

(松戸市民会館条例の一部改正)

第3条 松戸市民会館条例（昭和44年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第18条第2項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

市民会館使用料金表

1 ホール使用料							
使用区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午		午後1時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時	
ホール	平日	円	円	円	円	円	円
		8,640	17,280	21,600	43,200		
	土・日曜祝日	10,800	21,600	25,920	54,000		
第1楽屋		540	540	540	1,290		
第2楽屋		540	540	540	1,290		
第3楽屋		540	540	540	1,290		
楽屋控室		320	320	320	860		
205控室		320	320	320	960		
浴室		540	540	540	1,290		

2 会議室等使用料					
種別	時間	単位	昼間	単位	夜間
			午前9時～午後5時		午後5時～午後9時
101 会議室	時間		円	時間	円
	1		210	1	270
102 料理教室	1		370	1	430
201 会議室	1		210	1	270
202 会議室	1		210	1	270
203 和室	1		160	1	210
204 和室	1		160	1	210
301 会議室	1		640	1	860
302 会議室	1		210	1	270
303 音楽室	1		430	1	540
304 ながいき室	1	無料		1	540
305 ながいき室	1	無料		1	320
306 ながいき室	1	無料		1	210
3 プラネタリウム室使用料					
使用区分		料金（1人1回につき）			
個人	一般	50円			
	中学生以下	無料			
20人以上の団体	一般	30円			
	中学生以下	無料			
<p>ア 営利を目的として使用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して使用する場合の使用料は、この表（1・2）に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。</p> <p>イ 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表（1・2）に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。</p> <p>ウ 前項の者がアに該当する場合の使用料は、アにおいて算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。</p> <p>エ 使用時間を超えて使用する場合のホール使用料は、1時間につき各使用料の2割に相当する額を加えた額とする。</p> <p>オ 冷房又は暖房施設を使用する場合のホール使用料は、各使用料に、1時間につき冷暖房施設使用料として1,080円を加えた額とする。</p>					

別表第2

付属設備及び備品使用料金表

種別	品名	単位	区分	使用料
照明器具			回	円
	フットライト	1式	1	1 6 0
	第1 ボーダーライト	1式	1	5 4 0
	第2 ボーダーライト	1式	1	5 4 0
	第3 ボーダーライト	1式	1	5 4 0
	アッパーホリゾンライト	1式	1	3 2 0
	ロアーホリゾンライト	1式	1	3 2 0
	スポットライト (1kW)	1台	1	3 2 0
	スポットライト (500W)	1台	1	1 6 0
	シーリングスポットライト	1式	1	4 3 0
	ストリップライト	1台	1	1 0 0
	アークスポットライト	1台	1	5 4 0
	アークピンスポットライト	1台	1	5 4 0
	花道フットライト	1式	1	1 0 0
	マシン、ミラボール類	1台	1	3 2 0
	先玉レンズ	1台	1	1 0 0
	元玉レンズ	1台	1	1 0 0
	持込器具	1kWにつき	1	5 0
	Aセット ボーダーライト2列 シーリングライト1式 スポットライト8台	1式	1	3,2 4 0
	Bセット ボーダーライト2列 シーリングライト1式 フットライト1式 スポットライト1kW20台 スポットライト500W5台	1式	1	6,4 8 0
	Cセット ボーダーライト3列 シーリングライト1式 アッパー・ロアーホリゾン ントライト各1式 フットライト1式 スポットライト1kW30台 スポットライト500W10台	1式	1	9,7 2 0

音響器具	映写装置 (16m/m)	1 式	1	1,080
	映写装置 (16m/m移動型)	1 式	1	540
	拡声装置	1 式	1	1,080
	マイクロホン	1 本	1	100
	コンデンサーマイクロホン	1 本	1	320
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	1	210
	レコードプレーヤー	1 式	1	320
	テープレコーダー	1 式	1	320
	ワイヤレスマイクロホン	1 式	1	540
	ポータブルミキサーアンプ	1 台	1	540
	ステレオ	1 台	1	210
舞台器具	演壇	1 台	1	100
	屏風	1 双	1	540
	反響板	1 式	1	1,080
	山台 (1号)	1 枚	1	50
	山台 (2号)	1 枚	1	100
	山台 (3号)	1 枚	1	160
	指揮者用譜面台 (指揮台付)	1 台	1	100
	迫り上げ	1 基	1	540
	緋毛せん	1 枚	1	320
	松羽目	1 式	1	860
	所作台	1 式	1	2,160
	ござ	1 枚	1	50
	山台用ざぶとん	1 枚	1	100
	カーペット	1 枚	1	100
楽器	ピアノA (グランド型)	1 台	1	3,240
	ピアノB (グランド型)	1 台	1	2,160
	ピアノC (グランド型)	1 台	1	1,620
	ピアノD (スタンド型)	1 台	1	540
	エレクトーン	1 台	1	1,080
その他	展示用パネル	1 枚	日	30
			1	
備考				
1 1回の使用時間は、ホールの使用区分による午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～午後4時30分）、夜間（午後5時30分～午後9時）を各1回とし、その時間を超えた場合は1時間につき規定料金の2割を増徴する。				
2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。				
3 照明用に使うカーボン、ゼラチン、プラステートについては、別に実費を徴収する。				

別表第3

物品販売施設等の使用料金表

区分	金額
売店	月額 5,400 円以内
喫茶コーナー	月額 8,640 円以内

(松戸市北山会館条例の一部改正)

第4条 松戸市北山会館条例（昭和49年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「260」を「270」に、「420」を「430」に、「520」を「540」に改める。

別表第2式場の項中「23,000円」を「23,700円」に、「46,000円」を「47,400円」に、「42,000円」を「43,200円」に、「84,000円」を「86,400円」に改める。

(松戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第5条 松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表専用使用料の項を次のように改める。

専用使用料	松戸市	体育室	2	2,160	3,240
	東部スポーツ館	育会議室	1室1	210	320
		和室	1	210	320
	パーク	プール	2	こどもプールのみ 1,620	
				25メートルプールのみ 3,240	
				プール全面 4,860	
		テニスコート	1面1		430
		野球場	2		3,240
	松戸市	体育室	2	2,160	3,240
	クリーンセンター	温水プール	2	こどもプールのみ 3,240	
			25メートルプールのみ 6,480		
			プール全面 9,720		
	テニスコート	1面1		430	
松戸市新松戸プール	プール	1		3,240	

松戸市 新松戸 庭球場	テニスコート	1面1					4 3 0	
松戸市	競技場	2		2,800			4,210	
小金原	プレールーム	2		1,620			2,370	
体育館	小体育室	2		1,620			2,370	
	会議室	1室1		210			320	
	和室	1室1		210			320	
	放送設備	1					320	
松戸市	競技場	2		2,160			3,240	
常盤平	プレールーム	2		1,620			2,370	
体育館	小体育室	2		1,620			2,370	
	卓球室	2		1,620			2,370	
	会議室	1室1		210			320	
	放送設備	1					320	
	松戸市	体育室	2		3,080			4,620
和名ヶ	小体育室	2		1,020			1,540	
谷スポ ーツセ ンター	温水プール	2	25メートルプールのみ	25メートルプールのみ			8,220	
							12,340	
		午前	午前（午前9	午後（午後1	夜間（午後5	終日（午前9		
		午後	時～午後1時）	時～午後5時）	時～午後9時）	時～午後9時）		
		夜間	プール全面	プール全面	プール全面	プール全面		
		終日	370,280	370,280	555,420	1,296,000		
		多目的ホール	2		1,020			1,540
和	40畳	1室1		410			610	
室	12畳	1室1		200			300	
	6畳	1室1		200			300	
	放送設備	1					410	

別表第2第1項の表普通使用料の項松戸市クリーンセンターの目温水プールの節中「一般400」を「一般410」に改め、同項松戸市和名ヶ谷スポーツセンターの目浴室の節中「400」を「410」に改め、別表第2第2項第1号専用使用料の表中「420」を「430」に改め、同号付帯設備使用料の表中「420」を「430」に、「310」を「320」に改め、同項第2号専用使用料の表中「3,150」を「3,240」に改め、

同項第3号専用使用料の表中「1,570」を「1,620」に、「520」を「540」に改め、同項第4号専用使用料の表中「4,200」を「4,320」に、「1,400」を「1,440」に改め、同号付帯設備使用料の表中「310」を「320」に、「630」を「640」に、「3,150」を「3,240」に改め、同項第5号普通使用料の表柿ノ木台公園体育館の項中「310」を「320」に改め、同号専用使用料の表及び付帯設備使用料の表を次のように改める。

専用使用料

区分		単位	金額（円）
松戸運動公園 体育館	トレーニング室	2時間	3,240
	小体育室1	2時間	2,160
	小体育室2	2時間	1,080
	卓球室	2時間	3,240
	弓道場	2時間	1,620
	多目的室1	1時間	540
	多目的室2	1時間	1,080
	競技場	備考に定める額	
柿ノ木台公園 体育館	多目的室	1時間	1,080
	プレールーム	2時間	2,160
	小体育室	2時間	2,160
	研修室	1時間	210
	会議室	1時間	210
	競技場	備考に定める額	

備考

- ・夜間（午後5時以降）を使用する場合（競技場を除く。） 50パーセント増
- ・市外の者が使用する場合 100パーセント増
- ・小・中学生が使用する場合（競技場を除く。） 50パーセント減
- ・アマチュアスポーツでない催物に使用する場合（松戸運動公園体育館競技場を除く。） 100パーセント増
- ・競技場の専用使用料は、次のとおりとする。

(単位 円)

区分				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
松戸運動公園体育館競技場	入場料等を徴収しない場合	アマチュア一般		8,100	8,100	12,420
		スポーツに小・中学生		2,700	2,700	3,780
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		16,200	16,200	24,840
		アマチュアスポーツに使用する場合		24,300	24,300	32,400
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		113,400	113,400	162,000
柿ノ木台公園体育館競技場	一般			6,480	6,480	9,720
	小・中学生			2,160	2,160	3,240

備考

- ・バスケットコート1面以内使用する場合 50パーセント減
- ・2時間以内使用する場合 50パーセント減
- ・使用時間を超過して使用する場合 1時間につき規定料金の30パーセントに相当する額を加算

付帯設備使用料

区分		単位	金額 (円)
松戸運動公園体育館	放送設備	1時間	320
柿ノ木台公園体育館	放送設備	1時間	430

別表第2第2項第6号専用使用料の表及び付帯設備使用料の表を次のように改める。

専用使用料

(単位 円)

区分				単位	金額 (円)	
					午前 (午前 9 時 ～午後 1 時)	午後 (午後 1 時 ～午後 5 時)
トラック・フィールド	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	午前 午後	8,640	8,640
			小・中学生	午前 午後	2,880	2,880
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合	午前 午後	17,280	17,280	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		午前 午後	25,920	25,920
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合		午前 午後	103,680	103,680
	本部室				1 時間	210
控室				1 時間	210	

備考

- ・トラック・フィールドを 2 時間以内を使用する場合 50 パーセント減
- ・市外の者が使用する場合 100 パーセント増

付帯設備使用料

区分	単位	金額 (円)
放送設備	1 時間	320
写真判定設備	終日	2,700

別表第 3 回数券の項中「400 円券 11 枚綴」を「410 円券 11 枚綴」に、「4,000 円」を「4,100 円」に改める。

(松戸市勤労会館条例の一部改正)

第 6 条 松戸市勤労会館条例 (昭和 55 年松戸市条例第 45 号) の一部を次のように改正する。

別表中

「

2 6 0	3 6 0
2 1 0	3 1 0
1 5 0	2 1 0
6 8 0	8 9 0

「

2 7 0	3 7 0
2 1 0	3 2 0
1 6 0	2 1 0
7 0 0	9 1 0

」を

」に改める。

(松戸市女性センター条例の一部改正)

第7条 松戸市女性センター条例（平成6年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 5 0 (円)	2 1 0 (円)
2 6 0	3 6 0
1 5 0	2 1 0
1 5 0	2 1 0
3 1 0	4 2 0

「

1 6 0 (円)	2 1 0 (円)
2 7 0	3 7 0
1 6 0	2 1 0
1 6 0	2 1 0
3 2 0	4 3 0

」を

」に改める。

(まつど市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第8条 まつど市民活動サポートセンター条例（平成15年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 3 0」を「6 4 0」に、「1,0 5 0」を「1,0 8 0」に、「3 6 0」を「3 7 0」に改める。

(松戸市手数料条例の一部改正)

第9条 松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表備考中「1 0 0 分の1 0 5」を「1 0 0 分の1 0 8」に改める。

(松戸市行政財産使用料条例の一部改正)

第10条 松戸市行政財産使用料条例（昭和56年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中「33,600円以上」を「34,560円以上」に改める。

(松戸市民劇場条例の一部改正)

第11条 松戸市民劇場条例（昭和56年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

松戸市民劇場使用料金表

利用単位		午前	午後	夜間	全日	備考
		午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時	
ホール	平日	円 4,320	円 8,640	円 10,800	円 21,600	舞台を含む。
	土・日 曜祝日	5,400	10,800	12,960	27,000	
第1楽屋		320	320	320	860	
第2楽屋		320	320	320	860	
第1会議室		640	640	640	1,830	
第2会議室		640	640	640	1,830	
第3会議室		970	970	970	2,800	

備考

- 1 営利を目的として利用する場合及び授業料又は会費等を徴して定期的に反復継続して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額とする。
- 2 松戸市民以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 前項の者が第1項に該当する場合の使用料は、同項においてそれぞれ算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額とする。
- 4 利用単位を超えて利用する場合は、1時間に限り認めるものとし、その使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加えた額とする。
- 5 冷房又は暖房施設を利用する場合のホール使用料は、各使用料に、1時間につき冷暖房施設使用料として540円を加えた額とする。

別表第2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

付属設備及び備品使用料金表

種別	品名	単位	使用料
照明設備	フットライト	1式	円 160
	第1ボーダーライト	1式	540
	第2ボーダーライト	1式	540
	アッパーホリゾンライト	1式	320
	ロアーホリゾンライト	1式	320
	スポットライト(1.5kW)	1台	520
	スポットライト(1kW)	1台	320
	スポットライト(650W)	1台	210
	スポットライト(500W)	1台	160
	ピンスポットライト(ハロゲン1kW)	1台	640
	ピンスポットライト(ハロゲン650W)	1台	430
	ピンスポットライト(キセノン1kW)	1台	2,160
	シーリングスポットライト	1式	430
	照明セットA	1式	2,530
	照明セットB	1式	4,650
	照明セットC	1式	9,490
	マシン・ミラボール類	1台	320
	先玉レンズ	1台	100
元玉レンズ	1台	100	
音響設備	拡声装置	1式	1,080
	マイクロホン(有線)	1本	100
	コンデンサーマイクロホン	1本	320
	ワイヤレスマイクロホン	1本	210
	MDレコーダー	1台	320
	CDプレーヤー	1台	320
	カセットレコーダー	1台	320
舞台設備	演壇	1台	100
	屏風	1双	540
	山台(1号)	1枚	50

	山台（2号）	1枚	100
	山台（3号）	1枚	160
	司会者台	1台	100
	指揮者用譜面台（指揮台付）	1台	100
	譜面台	1本	50
	緋毛せん	1枚	320
	松羽目	1式	860
	所作台	1式	2,160
	ござ	1枚	50
	山台用ざぶとん	1枚	100
	カーペット	1枚	100
映像設備	液晶プロジェクター	1台	1,080
	スクリーン	1式	540
楽器	ピアノ（グランド型）	1台	3,240
その他	持込器具	1kWにつき	100

（松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 松戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
150	210
210	310
310	420
680	890

「

円	円
160	210
210	320
320	430
700	910

」を

」に改める。

（松雲亭の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 松雲亭の設置及び管理に関する条例（昭和53年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）」を削る。

別表中「500」を「540」に改める。

(松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

420円	630円
260	360
260	360
210	260
730	1,050
210	260
150	210
310	420

「

430円	640円
270	370
270	370
210	270
750	1,080
210	270
160	210
320	430

」を

」に改める。

(松戸市健康福祉会館条例の一部改正)

第15条 松戸市健康福祉会館条例(平成9年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

260	360
260	360
260	360
680	890
260	360

「

270	370
270	370
270	370
700	910
270	370

」を

」に改める。

(松戸市総合福祉会館条例の一部改正)

第16条 松戸市総合福祉会館条例(昭和51年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)」を削る。

別表会議室の項中「200」を「210」に、同表和室の項中「150」を「160」に、同表茶室の項中「200」を「210」に改める。

(松戸市シニア交流センター条例の一部改正)

第17条 松戸市シニア交流センター条例(平成17年松戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「540円」に、「260円」を「270円」に改める。

(松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例の一部改正)

第18条 松戸市休日土曜日夜間歯科診療所条例(昭和52年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,000円」を「2,160円」に改め、「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

(松戸市霊柩自動車条例の一部改正)

第19条 松戸市霊柩自動車条例(昭和36年松戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、「1,360円」を「1,390円」に改める。

別表中「8,500円」を「8,700円」に、「17,000円」を「17,400円」に改める。

(松戸市営白井聖地公園条例の一部改正)

第20条 松戸市営白井聖地公園条例(昭和62年松戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,040円」を「5,184円」に改め、同表備考第3項中「420円」を「432円」に改める。

(松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第21条 松戸市公設地方卸売市場業務条例(昭和58年松戸市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第59条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(松戸市道路占用料条例の一部改正)

第22条 松戸市道路占用料条例(昭和49年松戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(松戸市自転車駐車場条例の一部改正)

第23条 松戸市自転車駐車場条例(平成8年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表定期使用(月額)の項を次のように改める。

定期使用(月額)	自転車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円
		高校生以下	1,020円	720円	820円	510円
	原動機付自転車	2,260円	1,740円	1,850円	1,440円	

(松戸市都市公園条例の一部改正)

第24条 松戸市都市公園条例(昭和34年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

273
84
2,730
273
2,730
15

「

280
86
2,808
280
2,808
16

」を

」に改める。

(松戸市下水道条例の一部改正)

第25条 松戸市下水道条例(昭和56年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般汚水の項中「1,012.20円」を「1,041.12円」に、「134.40円」を「138.24円」に、「170.10円」を「174.96円」に、「200.55円」を「206.28円」に、「294.00円」を「302.40円」に、「355.95円」を「366.12円」に、「464.10円」を「477.36円」に改め、同表公衆浴場汚水の項中「23.10円」を「23.76円」に改める。

別表第2備考第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(松戸市準用河川占用料条例の一部改正)

第26条 松戸市準用河川占用料条例（平成12年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(松戸市水道事業給水条例の一部改正)

第27条 松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第26条、第29条第1項及び第32条の2第2項中「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

第32条の3第2項中「50,000円」を「54,000円」に改め、「に100分の105を乗じて得た額」を削る。

別表第1専用給水装置の項一般用の目中「910円」を「982.8円」に、「160円」を「172.8円」に、「240円」を「259.2円」に、「270円」を「291.6円」に、「330円」を「356.4円」に、「370円」を「399.6円」に、「410円」を「442.8円」に改め、同項公衆浴場用の目中「3,000円」を「3,240円」に、「50円」を「54.0円」に改め、同表備考第2項中「410円」を「442.8円」に改める。

別表第3中

「

1 0 0,0 0 0 円
2 7 0,0 0 0 円
4 6 0,0 0 0 円
6 3 0,0 0 0 円
1,4 0 0,0 0 0 円
2,5 0 0,0 0 0 円
6,7 0 0,0 0 0 円
1 4,0 0 0,0 0 0 円

「

1 0 8,0 0 0 円
2 9 1,6 0 0 円
4 9 6,8 0 0 円
6 8 0,4 0 0 円
1,5 1 2,0 0 0 円
2,7 0 0,0 0 0 円
7,2 3 6,0 0 0 円
1 5,1 2 0,0 0 0 円

」を 」に改める。

(国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 8 条 国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例 (昭和 5 2 年松戸市条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 号中「5 0 0 円」を「5 1 5 円」に改める。

(松戸市病院事業使用料手数料条例の一部改正)

第 2 9 条 松戸市病院事業使用料手数料条例 (昭和 3 6 年松戸市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 5 」を「1 0 0 分の 1 0 8 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 第 2 1 条の規定による改正後の松戸市公設地方卸売市場業務条例第 5 9 条の規定は、平成 2 6 年 4 月分以後の使用料について適用し、同年 3 月分までの使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 2 6 年 5 月 3 1 日までの間に計量されるものに係る使用料については、第 2 5 条の規

定による改正後の松戸市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日前から継続している給水で施行日から平成26年5月31日までの間に計量されるものに係る料金、施行日前までに給水装置の新設又は改造の申込みをした者に係る納付金及び施行日前までに松戸市水道事業給水規程（昭和43年松戸市水道事業規程第6号）第14条第1項に規定する承認を受けた者に係る負担金については、第27条の規定による改正後の松戸市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。